

[事案 27-202] 特定疾病保険金支払請求

・平成 28 年 7 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

胃 GIST について、約款に定める保険金の支払対象に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、特定疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 1 月に契約した特定疾病保険について、以下の理由により、特定疾病保険金を支払ってほしい。

- (1) 医師に確認したところ、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖に該当する症状が現れたら、今回の場合、臓器の全摘は避けられず、その他転移巣、腹膜播種、腫瘍壊死等が一つでもあれば、末期がんを呈し余命宣告をするレベルであった。
- (2) 良性、悪性に係らず、手術による切除が医学界の常識である。
- (3) 腫瘍径および強拡大の 50 視野あたりの核分裂像数からして完全に悪性である。
- (4) WHO の分類については、悪性を適用すべきである。

<保険会社の主張>

約款上、「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる」ことが必要であり、申立人の GIST はこれに該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、保険会社に対し、保有する医療記録の提出を求め、審理の資料とした。
- (2) 申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の各主張は、臨床的に悪性と診断する基準等に係るものであって、直ちに本件契約の約款の解釈の根拠とすべきものであるとまでは言えず、申立人の胃 GIST は約款に定める保険金の支払対象に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。